

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 2 月 26 日 (火)

本会議休憩中

(10:37~14:52)

第 2 委員会室

1 病院局関係分 (10:37~11:12)

(1) 付託事件審査

①議案第 56 号 平成 24 年度光市病院事業会計補正予算 (第 2 号)

【説 明】：西村病院局経営企画課長 ～ 別 紙

【質 疑】

○笹井委員

それでは、97ページの支出についてお聞きします。

電子カルテシステム等の件で6,050万円減額が出ております。今の説明で事業費減という説明はあったかと思うのですが、具体的に電子カルテシステムが、事業費は幾らだったのがいくらになったのかと、またその減った理由と状況を、もう少し詳しく御説明ください。

○田村光総合病院業務課長

資本的支出の資産購入費、医療機械備品購入、資産購入費ですが、そのうち6,050万円のうち、光総合病院で補正しました額は5,900万円でございます。このうち電子カルテ部分につきましてですが、当初予算を6億5,992万5,000円としておりました。今回補正させていただいた金額は、どうしても企業債の借り入れをする場合に、年度途中で上限額を求め、それで起債の手続きをする必要があります。今回の補正は、その起債の手続きをさせていただく金額をもとに補正をさせていただいております。

電子カルテの現在補正をさせていただく金額ですが、5億8,141万8,000円となります。約7,800万円減額をさせていただいております。

○笹井委員

確認ですが、当初6億幾らかの電子カルテシステムを導入するという話は、当初予算だったか補正予算だったかで説明を受けておりますが、その機能は全く変わらずに、事業が進んでおって、今回あくまでも企業債の借りかえに関しでの、これが原因になって資産購入費を減としたということによろしいでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

電子カルテの購入につきまして、今回プロポーザル方式で業者決定を進めさせていただいております。当初、プロポーザル参加業者が4業者ございました。一次審査におきまして3業者に絞らせていただきまして、その3業者での二次審査を行いました。これはプロポーザル方式でございますので、提案方式としております。

当院の要望するシステム内容につきまして、各社から提案をいただきました。今回、まだ継続中でございますので、その二次審査のときに提出された金額で補正をさせていただいております。

○笹井委員

減額の主な理由を確認したいのですが、今の説明ですとプロポーザル方式により業者を選考していく中で、入札ではないから入札減ではないですが、プロポーザルの過程において、業者から出された金額が当初予算より低かったのが減額したという、これが減額の一番大きい理由ということでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

はい、そのとおりです。

○笹井委員

終わります。

○西村委員

今の説明ですが、最終的に何という業者が決まったのですか。

○田村光総合病院業務課長

現在のオーダリングシステムを導入した業者と同じ、富士通エフ・アイ・ピー株式会社です。

○西村委員

それは、今システムを入れている会社ということですが、契約を結んだ金額は最終的に幾らですか。細かく丁寧に教えてください。

○田村光総合病院業務課長

現在も、まだシステムの構築につきまして進行中でございます。

今回、先ほども申し上げましたが、補正させていただいた金額は、二次審査のときにその業者から提出された金額で、その後、まだ交渉を続けておりまして金額を検討しておりますが、現段階ではこの起債申請を行なった金額、先ほど申し上げました金額で予算を補正させていただいております。

○西村委員

その金額はもう一度確認します、幾らですか。

○田村光総合病院業務課長

今回補正をさせていただいた金額につきまして、根拠となっている金額は5億8,141万8,000円です。

○西村委員

システム構築はいつ終わるのですか。今年度中に終わるのですか。

○田村光総合病院業務課長

現在、毎日のように担当のほうで会議を開きながら、業者とも打ち合わせを行っております。なるべく早くまとめる方向にと考えておりますが、今その時期につきまして、詳細に申し上げることができない状況でございます。

○西村委員

本年度の事業は、本年度には終わらないということの理解ですか。来年度に事業は持ち越すというそういうことですか。それはどうするのですか、例えば本会計の場合には繰り越しの明許になるわけですが、事業の総額が、そのプロポーザルで提案された今の時点、最終で幾らになるかわからない。いつ終わるかわからない。業者だけ決まっている。それはおかしくないですか。教えてください。

○田村光総合病院事務部長

業者のほうの選定は済ませさせていただきました。最終的な金額については、現在詰めの段階ですが、確定契約にまだ至っておりません。今年度中の予算で、今年度中にでき上がるかどうかというのは、進行状況から言って、予算の繰り越しを行なう必要があるだろうと考えております。確定をしていないので、金額云々については確定数字がないので、今の数字を出しています。

想定として、病院側の希望としましては4億5,000万円を切る数字に持っていきたいという意思がありまして、その辺の交渉と、そのシステムの交渉に関し

て相手側と行っています。地方自治法にあるように、繰り越しのことに関しては計上しませんが、実質的にはある程度の予算の繰り越しを行なう必要があるとは考えています。

○西村委員

法律的にそれでよいのですか。おかしくないですか。6億円近いお金を、事業がいつ終わるかかわからん。今年度予算の中で、繰り越しをかけるのなら繰り越しをかけるで、どこかで我々の了解が要るのではないのですか。それはどうなのですか。要らないのですか。勝手にできるのですか。

○田村病院局管理部長

済みません、繰り越しの関係で御説明させていただきます。

一般会計につきましては、先ほど委員さん言われたように繰越明許の関係が自治法上で規定されております。病院につきましては地方公営企業法になりますので、予算の繰り越しに関しましては建設改良費の繰り越し、あるいは事故繰り越しというこの二つがございますが、建設改良費の繰り越しにつきましては、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合は、これについては管理者はその額を翌年度に繰り越して使用することができる。これは地方公営企業法第26条の第1項にそういうような規定がございます。

予算を繰り越した場合の取り扱いでございますが、翌年度の5月31日までに管理者は首長である市長に対して、繰越計算書を提出して、市長は次の議会においてその旨を報告しなければならない。これは公営企業法にそういう規定がございます。一応議会には補正をさせていただいた後に報告をさせていただくということでございます。

○西村委員

我々がこうやって数字の点検をするのに、先ほどの繰り越し、繰り上げ償還の元金の難しい説明を聞くのも、それはためになりますよ。こうこうでやれば、本来利息が0.6かかるところが将来的にわたって得になりますよ。それはわかります。だけど、6億円まだ執行してないのでしょうか。

今の発言の中で4億9,000万円に持っていきたいという公式的な発言があつて、「はい」そうですかって、議会がそれを聞く場所ですか、ここは。これは違うと思いますよ。

先にこういう状況がありますと、ただし、この企業債の関係で、今、二次審査のところでの企業債を変更しないといけない。契約はしていない。6億円近いお金は執行してない。ただ、今の説明で、公営企業法の関係で、これは事後

報告で済まされるのですという説明のところまでがないと、子供の使いみいたいな話ですよ。この次には新年度予算のいわゆる予算をやるのでしよう。

病院の会計というのはでき合い会計ですから、こういう実績になりました。予算はしかしこういうように執行しました。だけど患者さんの関係とかがあって、最後締めてみないとわかりませんという会計ですが、それにしても、法律的にそれが正しいという根拠を示してもらわないと、プロポーザルで4社来ました。結論的に今やりよる業者が取りましたと、それは取りますいね、システムがあるのだから。

だけど、契約はしてないが6億円を4億9,000万円に、最終的には今交渉中ですよと言われても、私らは「ああ、そうですか」と言うことではないと思うのです。この場所は。違いますよ。そういう場所ではないと思いますよ。法律的根拠を示してもらった上で、きちんと説明してもらわないといけないのではないですか。いかがですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

局長答弁で了解したから、私の質問はこれで終了します。

○田村光総合病院事務部長

今後、報告等を詳細に行なっていきたいと考えております。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

**②議案第 57 号 平成 24 年度光市介護老人保健施設事業会計補正予算
(第 1 号)**

【説 明】：高山介護老人保健施設事務長 ～ 別 紙

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

以 上

2 福祉保健部関係分（11：21～12：07）

(1) 付託事件審査

①議案第 51 号 平成 24 年度 光市一般会計補正予算（第 8 号） （福祉保健部所管分）

【説 明】：古迫福祉総務課長、中邑高齢者支援課長、太田子ども家庭課長、
奥河内健康増進課長 ～ 別 紙

【質 疑】

○笹井委員

それでは、児童福祉費について三、四点お聞きします。最初に、5 ページからまいります。5 ページ繰越明許費で児童福祉施設整備助成事業が 2 億幾ら繰り越しになるということで、東光保育園の何か施設の建築確認等の説明がありました。私当初予算を審議したとき委員会が今と違いまして、頭に入っていないので、これ何をつくる予定のものが、どうなって繰り越しになったか、そこをもう一度説明をお願いいたします。

○太田子ども家庭課長

この事業につきましては、東光保育園が施設整備を行うというもので、内容としましては、現存する施設の大半を解体しまして、そこに新しい建物を建てるということです。現状の用地だけでは少し手狭であるということで、周辺の用地買収も行うこととしております。建物としては、鉄筋コンクリートづくりの二階建てを予定しております。増築により定員も増やす予定にしております。

この繰り越しにつきましては、先ほども説明をいたしました。用地買収等にかかること、あるいは地元調整に時間を要し、また、建築物が当初の予定から若干変更したこともございまして、そういったことから申請等の時間も要すということがございまして、繰越をするということでございます。

○笹井委員

繰り越しの御丁寧な説明ありがとうございました。次、24 ページにまいります。24 ページ下から 4 行目に、母子家庭高等技能訓練促進費についての補正が 500 万円上がっているかと思えます。説明は、さきほど月 14 万円が月 10 万円になったという説明を受けたのですが、これの減額は、なぜこういう減額になるのか、そして、これを受けている母子家庭の方はこれでやっていけるのか。あと、対象者がどれくらいおられるのかについて教えてください。

○太田子ども家庭課長

それでは、御質問がありました自立支援教育訓練給付から説明させていただきます。これにつきましては、当初10名を予定しておりましたが、2名の申請であったということでございます。この自立支援教育訓練給付という事業につきましては、費用の10分の2を給付するものでございまして、これは雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座、英会話であったり、ホームヘルパー1、2級、あるいはパソコン訓練等の講座に要する費用の10分の2を補助するものでございます。

もう一つ、その下の段の母子家庭高等技能訓練促進費でございしますが、これにつきましては、月額14万1,000円支給しておりましたが、24年度入学者から10万円に下がっております。予算編成の時点では、国から減額の情報がまだ来ておりませんでしたので14万1,000円を予算立てしておりましたが、10万円の支給ということになっております。

また、委員さんから生活ができるかどうかということのご質問がありました。高等技能訓練費につきましては、減額になっておりまして10万円で生活できるかどうかにつきましては、母子家庭の中でいろいろ生活も苦しいと思えますが、少なくともこの事業でこれだけの給付があるということは、またほかにも働くことも考えて、実際に生活していらっしゃるのではないかと考えております。

○笹井委員

わかりました。だったら国の制度変更によってこの分も給付額が下がったということによろしいのかと思います。あと、今の対象人数、受給人数、これがわかれば、これも教えていただきたい。

○太田子ども家庭課長

母子家庭高等技能訓練促進費の24年度の実績で申しますと、23年度からの継続の分が、9名、それと4月から入学が1名の計10名となっております。

○笹井委員

わかりました。次、26ページにまいります。26ページ上から2段目、私立保育所運営事業のうち委託料が1,200万円増額になっております。先ほどの理由で、当初月921人を見込んでいたが、それが増加したので補正したという説明がありました。結果、何人になったのか。そして、その当初見込みで増えたのは、実際どういう要因で増えたのか、そこら辺の分析があれば教えてください。

○太田子ども家庭課長

1,200万円の増加の要因についてお答えさせていただきます。人数で言いますと、当初入所児童数を921名と予定しておりましたが、補正の入所児童見込みは897名に下がっております。ただ、運営費がそれぞれ乳児、1,2歳、3歳、4歳とそれぞれの区分で、運営単価に差がございます。

具体的に説明しますと、運営単価というのが乳児であれば15万5,000円、1,2歳であれば9万2,000円、3歳であれば4万2,000円、4歳以上が3万5,000円と、こうした小さい子ほど運営単価が高いという中で、人数が、乳児につきましては、当初45名を見込んでおりましたが53名に増えております。1,2歳につきましては248名が262名に増加しております。単価の比較的安い3歳が206名から185名に下がって、4歳以上につきましては422名が397名と下がっております。こうしたことから、入所児童につきましては減っておりますが、単価の高い小さい子供たちの人数が増えたことにより、今回、増額をお願いするものでございます。

○笹井委員

よくわかりました。最後にします。同じページ、26ページの今の下ですが、児童福祉施設整備助成事業、これは、対象は虹ヶ丘幼児学園という説明を受けまして、当初見込みの事業費が7,000万円であったというところまで説明を受けました。これが、結局、何がどう変わって今の補正に対応する事業費が幾らまで落ちたのでしょうか。

○太田子ども家庭課長

虹ヶ丘幼児学園の整備に係る補助金でございます。

この補助金は県と市との合わせた補助金でございます。具体的に言いますと、当初の補助金は3,500万円でございます。工事費が減額になったことにより、最終的には3,351万2,000円になっております。市の補助金も1,750万円を予定しておりましたが、1,675万6,000円になっております。減額分の県が148万8,000円、市のほうが74万4,000円、合わせた223万2,000円の減額をしております。

○笹井委員

工事費減によるという理解をしました。終わります。

○大田委員

24ページの三島温泉健康交流施設で、仕様変更になって減額になったと説明

があったと思うのですが、どういう仕様変更ですか。

○古迫福祉総務課長

例えば、備品購入費におきましては券売機でございます。当初ポイントカードは、リライトカードを予定しておりました、このカードに対応した券売機を予定しておりましたが、指定管理者との協議によりまして、ポイントカードは普通の紙性のカードにするということになりましたことから、一般的な券売機に仕様を変更したものでございます。

○大田委員

それが1,200万円も減額になったのですか。

○古迫福祉総務課長

そういうのも含めまして、入札減も大きな割合を占めております。

それから工事につきましては、県道からの案内板を3か所設置する予定としておりましたが、案内板の素材等を安価なものに変更したものでございます。

○大田委員

了解しました。

【討 論】 なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第54号 平成24年度 光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別 紙

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

以 上

3 建設部関係分（13：07～13：31）

(1) 付託事件審査

①議案第 51 号 平成 24 年度光市一般会計補正予算（第 8 号） （建設部所管分）

【説 明】：田村道路河川課長 ～ 別 紙

【質 疑】

○笹井委員

それでは、2点ほどお尋ねします。まず、14ページ中段、歳入のうち建設技術センター給与費負担分300万円の、歳入のほうの補正ですが、建設技術センターへの職員派遣は年間通じて今一人ですか。これはそんなに補正が発生するような理由が思い当たらないのですが、300万円補正が発生した理由は何でしょうか。

○田村道路河川課長

当初予算では、若手職員を見込んでいましたので、それとの差額が発生したものです。また、時間外手当が増額となっております。

○笹井委員

なるほど、職で給料が違うわけですね。これ確認ですが、歳入でということは県からその分、光市にお金が来るということで、その派遣している職員の給料は市から本人にいつているとそういう理解でよろしいでしょうか。

○田村道路河川課長

そうです。

○笹井委員

わかりました。次に34ページにまいります。34ページ中段、土木総務事務費のうち、土地開発公社貸付金で、今回補正で7,200万円補正があります。

説明では事業進捗による減額ということですが、具体的に何の事業がどういように進んでいるのか、遅れているのかという、その事業進捗の中身についてお聞きしたいと思います。

あと、もう一点、これは貸付金で上がってしまして、これは勉強不足でよくわからないのですが、補助金や負担金みたいなものであれば事業が遅れて執行しなければ減額となりますが、貸付金であれば貸したままで、後はそれを使っ

てどう使うかは相手にお任せというような事業もあるのではないかと思います
が、このたび貸付金を減額するという考え方についてもわかりましたらお願い
いたします。

○末兼用地技術担当課長

ただいまの御質問ですが、公社への市からの借入金ですが、これは一時借入
金で9,000万円ほど予算を組んでいただいております。

これは、今事業を実施している虹ヶ丘西土地区画整理事業及び公社自体の自
主事業として、不測の事態に備えて9,000万円を市のほうに借り入れができるよ
うに予算化をしていただいております。

今年度につきましては、虹ヶ丘西土地区画整理事業につきましては1,800万円
の借り入れしたもので、他の事業等がございませんでしたので、市のほうに減
額をしていただいたものでございます。事業の進捗等というよりも、公社の事
業をしていくのに必要な借入金でありまして、年度末には、市からの借入金は
市内の銀行から借り換えをして市にお返ししているものです。

○笹井委員

大体わかりました。一応お金の流れとしては当初で9,000万円借り入れを認め
たということですが、今回減額によって恐らく残りの何千万円かを戻すという、
お金は実際に動いているのですか。それとも予算額だけとって、後は事業進捗
で必要なものだけ借り入れると、それはどちらでしょうか。

○末兼用地技術担当課長

必要なものだけ借りるということで、これは3月末に市のほうに、またお返
しするということになっております。

○笹井委員

わかりました。終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

以 上

4 環境部関係分（13：35～13：58）

(1) 付託事件審査

①議案第51号 平成24年度 光市一般会計補正予算（第8号） （環境部所管分）

【説明】：松崎環境政策課長、岡本環境事業課長、大成深山浄苑長
～ 別紙

【質疑】

○笹井委員

28ページ環境美化推進事業についてお聞きします、先ほど海岸ごみが、今回そういう事例がなかったという説明であったかと思えます。その事業の仕分けについてお聞きします。

海岸の清掃については、たしか経済部でも何か海岸のごみ清掃の事業が、昔で言うビーチクリーナーみたいな、今はパワーショベルかなんかで定常的に清掃している事業がたしかあったと思いますが、こちらの部で計上されている環境美化推進事業は海岸ごみがひどく到着したときに、この事業を使って対応されるのかなと今の説明で理解をしましたが、通常のごみ清掃だと、この事業を使わないといけないほどの事業の活動基準があるのですか。

○岡本環境事業課長

通常の海岸清掃につきましては、毎月20日間室積海岸、虹ヶ浜海岸両海岸を清掃しておりますが、この臨時の清掃につきましては、台風や集中豪雨の大雨により大量に出た場合に設けている臨時の清掃でございます。そういう意味でございます。

○笹井委員

わかりました。もう一点、26ページで所管が違うのかもしれませんがお尋ねしますが、下から2行目の中山建物設備更新負担金これは環境部の所管ではないですね。企画になるのですか。わかりました。終わります。

○大田委員

28ページの公害対策費の中の水質調査委託料が215万円の入札減、その3段下に不燃物・可燃ごみ等収集事業の指定ごみ袋取扱委託料1,014万8,000円、これも入札減と言われたのですが、元の値段はいくらですか。

○松崎環境政策課長

予算額が379万1,000円でございます。

○岡本環境事業課長

指定袋取り扱い委託料の当初予算は4,277万7,000円に対しまして、決算見込みが3,262万8,010円でございます。差し引き1,014万8,000円の不用ということでございます。

○大田委員

両方とも、予算額に対して入札減が多いように思うのですが、そのこのところの見解を聞かせてください。

○松崎環境政策課長

予算を立てるときには、建設物価というものがあるのですが、それによって設計をします。予算はその規格になります。あとは入札によって、その差が大きかったということでございます。だから、初めからこの安い金額で予算を見積もるといことはできませんので、そのこの辺は御理解をお願いいたします。

○大田委員

入札業者が安くやるというのはわかるのですが、3分の1ぐらいになっているから、果たしてどうなのかという思いはしないでもないですね。

○土橋委員長

質問ですか。

○大田委員

質問ではないです。お願いします。

○土橋委員長

課長、相づちを打てばそれでよいわけですから。

○松崎環境政策課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そのこのところを管理してください。指定ごみにしても随分下げておられるか

ら、その製品なんかも落ちないように、管理しておいてほしいと思います。

○岡本環境事業課長

それは、もちろん製品が落ちないようにします。入札減については、原油価格等の高騰とか上げ下げがありますので、いきなり下げての設計は組めないの
で、多めに設計金額を組んでおります。

○大田委員

結構です。

○笹井委員

今の件、関連して聞きます。土木工事であれば最低入札価格みたいなのがあ
って、それを下回ったら入札が調査とか、再度もう一回やり直すとかいうのも
あったと思うのですが、今回ここに上げられた、ごみの関係に関しては、そう
いうものの基準はあるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

工事については最低基準価格を設けておりますが、委託については、そうい
った基準を設けておりませんので、入札の結果のとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。だから、安い値段で入札したらそれが取るということですね。
私は市の予算の適正な執行からしても、そういうシステムでよろしいかと思
います。終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第53号 平成24年度光市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

【説明】：松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙

【質疑】

○笹井委員

下水道2点ほど聞かせていただきます。まず、83ページの繰越事業調書ですが、2カ所繰り越しが出たということですが、場所はどことどここの工区でしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

一件は上島田の、ちょうどJAの島田支所の前で県道の歩道整備に伴い下水管を布設する工事と、もう一件は市内各所でございますが、マンホール周りの舗装の下がりとか、あと舗装に合わせて調整をする蓋の嵩上げなどに伴う、舗装補修工事として工事を発注しております、この2件でございます。

○笹井委員

わかりました。次に60ページにまいります。中段の下水道事業費のうち、国庫補助事業の減額理由については国のほうの交付金の減額という説明がありましたので、それ理解いたしました。単独事業の入札減とその対応について考え方をお聞きしたいのですが、入札減は結構いろいろと出てきておまして、予算を組んでいますから、入札減の分は追加発注の工事などもできると思うのですが、今回805万円、水道管のほうは別なのかなと思いますが、それでも幾らか減額しているわけです。

どの程度まで追加発注で、また工事を増やして、最終的にどの金額というか時期とかその辺、どの時期になると、これはもう追加発注は無理だから3月補正で減額で上げようと、その辺の判断の基準みたいなものがありましたら教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

単独事業の減額は、工事ではなくて設計委託料でございますが、これについては予算を600万円ほどいただいていたのですが、室積地区において面整備管と申しますか、200mm管を整備するのに発注をいたしまして、設計金額等が予算600万円に対して560万円ぐらいで発注をしたのですが、請負金額が240万円程度でございました。

室積地区の予定区域全体をとりあえず発注しておりましたので、一部変更は

何万円か出ましたが、一応その設計の内容は満足しておりましたので、減額補正をいたしました。

○笹井委員

わかりました。今回、設計委託料が減額ということで、工事についてはいろいろ入札減なんかもあろうかと思いますが、その分は総額として、当初予算の範囲内でどんどん事業の進捗を進めていただいているという理解でよろしいでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

単独工事については、おおむね予算を使わせていただくということで、入札減等に伴い増加発注をしております。

○笹井委員

わかりました。遅れている地域もありますので、予算の範囲内ではありますが、できるだけ多くの事業の推進をよろしく願います。終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

以 上

5 経済部関係分（14：07～14：52）

(1) 付託事件審査

①議案第51号 平成24年度 光市一般会計補正予算（第8号） （経済部所管分）

【説 明】：杉岡商工観光課長、田中経済部次長兼農業耕地課長、藤井水産林業課長 ～ 別紙

【質 疑】

○笹井委員

それでは、経済部関係5点ほど質問させていただきます。30ページの緊急雇用創出事業についてで、このたび減額補正されていますが、ここの減額補正の考え方についてお聞きをいたします。今の説明で、25年度事業に下の3つの事

業が当初予算に載っているということで、事業はされるということはわかっているわけですが、今の漁港の事業とかほかの公共事業等は3月に補正して、繰り越しで事業を実施するというのが結構多いわけですが、ここの緊急雇用創出事業は12月に一度補正して、今回3月で落して、また年当初に上げるという、ほかの公共事業とは違いここで減額補正が上がっているのですがなにか予算の組み方の考えというのはありますでしょうか。

○杉岡商工観光課長

ただいまの緊急雇用創出事業でございますが、この事業につきましては、県の基金を利用しまして実施する事業となっております。そうしたことから、実質的にトータル金額は一緒でございますが、県予算が24年度実施分と25年度見込み分を分けて交付されることになりましたので、24年度に相当する金額につきまして、現年度で執行し、残りの部分につきましては、このたびの補正で減額させていただいて、新年度に改めて予算を上げさせてもらうものでございます。

○笹井委員

疑問、解消いたしました。次は30ページの下、ため池についてお聞きします。ため池で、今回補正で減額が1、増額が4上がってきております。このうち大和池と東池、これは危険ため池ということになっておりまして、その下は黒杭と三田ヶ池は危険ため池の危険がついておりません。

私の理解ですが、確か危険ため池に指定してから事業をすると、事業する前に危険ため池の指定が必要であったと思うのですが、黒杭や三田ヶ池については、危険ため池の指定なしに工事をするのでしょうか。それとも、またこの補正の後でそういう手続があるのでしょうか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

本来なら、委員さんがおっしゃるとおり危険ため池に指定してから工事に入るわけですが、今回、緊急的に宮ノ尾1号ため池の予算残と言いますか、落とした金額を活用して、黒杭ため池と三田ヶ池ため池を緊急整備するために、危険ため池の指定は受けておりませんが、県のほうで今回は受けなくてよいということになっておりました。

○笹井委員

わかりました。所管の県は指定しなくてもよいというのであれば、そうなのかと思いますが、ただ、外側から見て危険ため池と書いてあると、いかにも危険で、書いてないとそうでないように見える。これは一般市民から見るとそう

見えるわけでごさいますて、ただ、一方でそれなりに危険箇所があるから、今回事業実施するということがありますので、これは制度の問題で、ここでどうこうなりません、県の制度認定というのはどうなのかなと課題は残ります。

次にまいります。32 ページでごさいます。中段、小規模治山事業でごさいます。先ほどの説明で県の採択が、当初4カ所考えていたところが、1カ所しか採択されなかったことの減というのは理解いたしました。では、残る3カ所についてはやらないのでしょうか、それとも、今後25年以降でまた採択されるように働きかけていくのでしょうか。

○藤井水産林業課長

残事業の箇所につきましては、新年度事業の予算計上をお願いすることになっています。

○笹井委員

わかりました。次に34 ページ上段の中小企業等金融対策事業、これについて預託金が1億8,728万円減となっております。まず、借り入れの減少による減ということですが、当初どれぐらいの件数を見込んでいて、実績としては、どういう件数であったのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

中小企業金融対策事業の預託金でごさいます、当初予算につきましては、件数的なものは手元に持ち合わせておりませんが、金額的に5億4,378万5,000円の預託の予算を組んでおりました。現在、市内金融機関並びに商工中金の預託は、決算見込みでごさいます3億5,650万円となっております。この預託につきましては、中小企業の運転資金並びに設備資金借り入れに対し、市が預託金を預けるわけですが、預託金不足によって借り入れができないということになっては困りますことから、多めに予算を組んでいるところでごさいます。

○笹井委員

わかりました。当初予算ベースで5億4,000万円何がしで、実績は3億5,000万円というから、当初見込んでおった額の半分以上は実際に借りられて、それに対する預託は使われているという理解でよろしいですか。

○杉岡商工観光課長

はい。

○笹井委員

わかりました。金額が大きいので、気になったところですが、半分以上はきちんと効果的にあるということで理解いたしました。

最後に同じ34ページ、観光施設等管理清掃委託料48万9,000円の減額でございます。先ほどの説明では何か清掃の見直しがあったということですが、この施設をどのように見直されたのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

観光施設等管理清掃委託料でございますが、24年度につきまして案内所の管理部門と警備委託関係を含めた委託内容を、実質的には案内所の管理を警備委託に含めた形で委託契約を結ばせていただいたことから減額になっております。

○笹井委員

案内所というのは虹ヶ浜の海水浴場の前にある建物の案内所ということでしょうか。

○杉岡商工観光課長

虹ヶ浜と室積の両地区でございます。

○笹井委員

室積の案内所というのは、どれに当たるのですか。キャンプ場の横にある、夏だけ人がいる施設のことが室積の案内所になるのですか。

○杉岡商工観光課長

キャンプ場はシルバーにお願いしておりますが、室積の案内所は室積中学校前の交差点から入った左側に案内所が設置してあります。

○笹井委員

室積の海水浴場に夏に案内所があつて案内人がいるということでしょうか。私も地元にいるが思い当たる施設がないのですが、いつからいつまでどういう人がおられるのでしょうか。

○土橋委員長

何月から何月まででよいです。

○杉岡商工観光課長

7月から8月に警備を委託しております。

○笹井委員

とりあえず了解いたしました。終わります。

○田中委員

34ページの夏季海水浴場管理運営事業ですが、先ほどの話では、監視員の人数のことを言われていたと思うのですが、人数を減らされたと思ってよいのですか。

○杉岡商工観光課長

監視員でございますが、市で雇っておりますのは、学生の監視員です。その中で24年度につきましては、学生のテスト期間等により、出勤できない学生がございましたので減額をさせていただきました。

○田中委員

そうしたら、海水浴場に対して水難事故とかが増えているのもありますよ。何人置いておかないといけないという定数みたいなものはないということでしょうか。

○杉岡商工観光課長

海水浴場の監視員でございますが、規模等により人数は決められてはおりません。

○田中委員

そうしたらテスト等でいなかったときには、定数よりも少ない人数で運営されていると思ってよいのですか。

○杉岡商工観光課長

定数と言いますか、市で監視員さんをお願いするわけですが、予算上は9名程度の予算を組んでおりますが、常に全員出勤ではなく、状況によって3人が出勤したという日もございます。

○土橋委員長

杉岡課長、向こうは法的にそういうものは、決まった数字があるのかというお尋ねです。それに答えてください。法的なのかそうでないのか、それを聞き

たいわけです。

○杉岡商工観光課長

把握できておりません。失礼しました。

○田中委員

また、後ほどお聞きいたします。

○大田委員

32 ページの説明覧の上から2つ目の3段目、森林整備地域活動支援事業交付金で100万円の減、これは国の対象から外れたという御説明があったと思うのですが、なぜ国の対象から外れたのか。また、どういう支援事業が国の対象にされていたのか教えてください。

○藤井水産林業課長

先ほど一度御説明を申し上げましたが、もう一度御説明申し上げます。制度内容が改正されました。当初は交付金対象を見込んでおりましたが、この内容は作業路網の点検作業でございます。これが途中で対象から外されたことにより、全額が対象外になったということでございます。

○大田委員

作業路網とは何ですか。

○藤井水産林業課長

作業路網、「もう」というのは「あみ」という字です。作業路網がめぐっているんで、その点検作業について対象外になったということでございます。

○大田委員

初めは、それが対象内だったということですね。

○藤井水産林業課長

当初は対象見込みということで予算計上させていただきました。

○大田委員

了解しました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

以 上